

# 令和7年度（2025年度）就学援助（入学前準備金）のお知らせ

来年度に小学校に入学する就学予定者及び国立市立小学校に就学している小学校6学年の児童の保護者のうち、教育費にお困りで世帯の所得合計が一定基準に満たない保護者に対して、市では入学に必要とする教育費の一部を援助します。

## 1 援助の対象・必要書類

下記①～③いずれかの要件に当てはまり、教育委員会が審査し認めた方が対象者となります。

	要件	区分	必要書類等
①	昨年度以降、生活保護の停止・廃止となったご家庭	準要保護	
	その他経済的な理由により学校への支払いが困難なご家庭（裏面の基準目安表を参照）	準要保護	振込先のわかる通帳等
②	<p>【家賃控除】 ②に該当の方で、家賃の支払いがある場合には、一定金額を所得から控除して審査することができます。 賃貸住宅にお住まいで、家賃控除があれば認定の可能性がある所得の方には、<u>後日こちらから連絡し、家賃の支払いに係る証明の追加提出</u>を求めております。</p> <p>（提出書類の例）契約書、領収書、振込明細、通帳のコピー等 令和6年（2024年）1月～12月分</p>		
③	現在、児童扶養手当を受けているご家庭	準要保護	以下の方は申請不要
	8月に「現況届」を子育て支援課に提出した際、【就学援助に関する事項】の <u>同意欄にチェックをして提出された方は申請不要</u> 。※チェックをしたかご不安な方はお問い合わせください。		

※令和7年度就学援助費の認定を受けている小学校6学年の保護者については、支給対象となるため、改めての申請は不要です。ただし、来年度小学校に入学するお子さまがいる場合は、そのお子さまについて申請が必要となります。

## ※次年度の就学援助について

入学前準備金の申請をされた場合は小学1年時の申請は不要です。ただし、来年度、小学4年生及び中学1年生になる方がいる場合は申請が必要です。なお、今回が就学援助に関する初めての申請で、来年度就学援助を希望するごきょううだいがいる場合も申請が必要です。なお、児童扶養手当（ひとり親家庭向け手当）を受給している世帯の方で、本年の現況届で就学援助申請の同意チェックをしていただいている場合、申請は不要です。詳しいご案内は3月中お子様を通じて学校より配布します。

## 2 申請手続

◎提出期間：令和7年（2025年）12月1日から令和7年12月28日まで

＜WEBでの申請＞

WEB申請に関する詳細は以下のページをご確認ください。

（1）申請に関するWEBページ

（[国立市ホームページ](#) ＞ [子育て・教育](#) ＞ [学校教育](#) ＞ [小・中学校](#) ＞ [就学援助・](#)



[奨学金など](#) ＞ [就学援助](#) ＞ 「就学援助：6. 入学前準備金について」に掲載）

＜郵送または持参での申請＞

（1）受付場所及び時間

〒186-8501 国立市富士見台2丁目47番地の1

国立市教育委員会教育部教育総務課学務保健係（市役所3階41窓口）

土曜日・日曜日及び祝日・休日を除く午前8時30分から午後5時までです。



裏面に続きます。裏面も必ずお読みください。

## （2）申請書の配布

12月1日より窓口の開設日に配布開始。教育総務課 41 窓口(市役所3階)  
(申請書は国立市のホームページにも掲載しています。)

## 3 対象となる項目

✧ 入学前準備金（定額）

## 4 注意事項

（1）令和7年（2025年）1月1日現在の住所が国立市ではなかった保護者の方へ

令和7年（2025年）1月1日現在の住所が国立市ではなかった保護者の方は、その時点で住んでいた区市町村が発行する「令和7年度区市町村民税課税・非課税証明書」の交付を受け、申請書と一緒に提出してください。

## 5 所得の基準目安表

世帯の所得の基準	世帯の状況(世帯構成・年齢で基準額は異なりますので目安です。)					世帯員数
約220万円以下	母（30歳）		小学2年生			2人
約294 //	父（39歳）	母（35歳）	小学2年生			3人
約312 //	父（39歳）	母（35歳）	中学1年生			3人
約330 //	父（39歳）	母（35歳）	小学2年生	幼児（4歳）		4人
約366 //	父（45歳）	母（42歳）	高校2年生	中学2年生		4人
約379 //	父（39歳）	母（35歳）	小学3年生	小学1年生	幼児（4歳）	5人
約410 //	父（45歳）	母（42歳）	中学3年生	小学5年生	小学1年生	5人
約417 //	父（49歳）	母（49歳）	高校3年生	高校1年生	中学2年生	5人

※所得とは、給与所得者の場合は給与所得控除後の金額、事業所得者の場合は必要経費を除いた金額をいいます。

※上表はあくまで目安となり、申請をもって正式な判定となります。

※給与所得または公的年金等所得の方は控除が適用されます。

※特別な事情（保護者の死亡、離職、離婚等）がありお困りの方は担当課までご相談ください。



＜担当及びお問合わせ先＞

国立市教育委員会教育総務課学務保健係 41 窓口

TEL 042-576-2111 (内線 332)



国立市 就学援助

検索